

栃木県議会災害対応計画

平成 30（2018）年 11 月策定

令和 2（2020）年 3 月一部改正

令和 5（2023）年 4 月一部改正

令和 8（2026）年 4 月一部改正

栃木県議会

目 次

1	計画策定の目的	1
2	対象とする災害	1
3	議員の安否報告	1
4	情報収集・提供	2
5	発災時・発災後の議会運営等	3
6	議員の行動	4
7	計画の見直し等	4
8	計画の準用	5
別記 1	安否報告書	6
別記 2	情報提供票	7
別記 3	議員携帯カード	8
(参考資料)		
	災害発生時からの主な行動（フロー図）	10
	災害時の安否等連絡先	11

1 計画策定の目的

東日本大震災や平成 27 年 9 月関東・東北豪雨をはじめとする大規模災害が全国各地で発生している。今後、本県において大規模災害等が発生した際に、県議会として県民の生命、財産、安全等を守るため、迅速に対応できるよう本計画を定めることとする。

なお、本計画においては、災害発生後、迅速かつ円滑に議会運営等の正常化を図るため、情報が錯そうするなど最も混乱する期間を想定し、情報を一元的に集約・管理する体制の構築や議員の行動のあり方等を中心に定めることとする。

2 対象とする災害

本計画の適用対象となる災害については、原則として執行部が栃木県災害対策本部（以下「県災対本部」という。）を設置する災害とする。

ただし、下記の場合において議長が必要と認める災害については、本計画を適用させることとする。

- ① 市町が災害対策本部を設置した場合
- ② 大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合
- ③ 災害が拡大し、甚大な被害を出すおそれがある場合

〔参考〕

執行部の県災対本部設置基準

- ・ 県内において震度 6 弱以上の地震が発生したとき
- ・ 県内に特別警報（大雨、大雪、火山噴火等）が発表されたとき
- ・ 県内で最大風速 40m/s を観測したとき
- ・ 大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において知事が必要と認めるとき
- ・ 災害が拡大し、甚大な被害を出すおそれがある場合において知事が必要と認めるとき

3 議員の安否報告

各議員は、本計画の適用対象となる災害が発生した場合、速やかにコミュニケーションツール又はメール等で自身の安否等を議会事務局に報告することとする。

なお、報告事項は下記のとおりとし、別記 1 を参照の上、報告することとする。

- ① 議員名
- ② 安否の状況

- ③ 現在の居場所
- ④ 連絡先
- ⑤ 議事堂への登庁の可否

4 情報収集・提供

(1) 栃木県議会災害対策本部の設置等

ア 設置等

本計画の適用対象となる災害が発生した場合、栃木県議会災害対策本部（以下「議会災対本部」という。）を設置する。

議会災対本部の本部長には議長をもって充て、副本部長には副議長をもって充てる。また、本部員は議長、副議長以外の全議員とする。

イ 役割

議会災対本部は、県災対本部又は執行部（以下「県災対本部等」という。）からの災害情報や各議員からの要望等を一元的に集約・管理し、各議員にその情報を伝達するとともに、集約した要望等を県災対本部等に伝えることとする。

ウ 栃木県議会災害対策本部会議

本部長は、必要がある場合には、災害情報等の共有を図るために栃木県議会災害対策本部会議（以下「本部会議」という。）を開催することとする。

エ 栃木県議会災害対策本部緊急連絡会議

本部長は、必要がある場合には、災害情報や要望等及び発災時の議会運営等に関して調整を行うために栃木県議会災害対策本部緊急連絡会議（以下「緊急連絡会議」という。）を開催する。

緊急連絡会議の構成員は、各派代表者会議の構成員及び議会運営委員長とする。ただし、構成員が議事堂に登庁できない場合には、代理出席を認めることとする。

なお、本部長が必要と判断した場合には、構成員以外の議員を緊急連絡会議に招集することができることとする。

オ 会議開催方法の特例

本部長は、構成員等が議事堂に登庁できない場合には、オンライン会議ツールを活用して本部会議及び緊急連絡会議を開催することができる。

カ その他

議会災対本部に関する事務は、議会事務局が行う。その他、議会災対本部に必要な事項は、別途議長が定める。

(2) 情報収集

議会災対本部は、県災対本部等から提供される各種災害情報及び県災対本部等に対する要望等を一元的に集約・管理することとし、各議員は、県災対本部等と直接やり取りを行わないようにする（人命救助に関する要望等、緊急を要する場合を除く）。

なお、市町の災害対策本部からの情報についても県災対本部等を通じて随時収集することとする。

各議員は、地域における災害情報について積極的に収集し、議会災対本部にコミュニケーションツール又はメール等により当該情報を提供することとする（情報提供の際は別記2を参照）。

また、県災対本部等に対する要望等についても議会災対本部に提出することとする。

(3) 情報提供

議会災対本部は、1日2回（午前・午後）を基本に、収集した災害情報を各議員にコミュニケーションツール又はメール等により伝達する。

また、各議員から提出された県災対本部等に対する要望等は、議会災対本部において集約し、県災対本部等に伝えることとする。

5 発災時・発災後の議会運営等

(1) 発災時の議会運営等

ア 本会議又は委員会の会議中（以下「会議中」という。）に本計画の適用対象となる災害が発生した場合には、議長又は委員長は、会議を暫時休憩等とする。

イ 会議中に本計画の適用対象となる災害が発生した場合には、議長又は委員長の指示により、議会事務局は、傍聴人の安否確認・避難誘導、議事堂内の被害状況確認等を行うこととする。

(2) 発災後の議会運営等

発災後の議会運営については、緊急連絡会議において調整を行った上で、議会運営委員会において協議することとする。

なお、緊急連絡会議は、主に次に掲げる事項について、調整を行うこととする。

- ① 会議日程の変更に関する事項
- ② 当該災害への対応に係る臨時会議に関する事項
- ③ 現地調査に関する事項
- ④ 要望等に関する事項
- ⑤ その他必要と認められる事項

6 議員の行動

各議員は、下記の事項のとおり行動することを基本とする。

- (1) 本計画の適用対象となる災害が発生した場合、自身の安否等について速やかにコミュニケーションツール又はメール等で議会事務局に報告する（報告の際は別記1を参照）。
- (2) 議長や会派から登庁要請があるまでは、地元で待機し、地域の災害情報の収集や身の安全を確保した上での救助・救援活動を行う。
- (3) 緊急連絡会議が招集された場合（オンライン会議ツールを活用して会議を開催する場合を除く。）は、構成員等は速やかに登庁する。
- (4) 議員間で共有すべき情報や県災対本部等に伝達すべき情報については、人命救助等の緊急を要する場合を除き、議会災対本部にコミュニケーションツール又はメール等で情報を提供する（情報提供の際は別記2を参照）。
- (5) 議会災対本部との連絡手段及び議事堂までの登庁手段の確保に努める。
- (6) 議事堂周辺で水、食料等の確保が難しい場合も想定されることから、登庁要請に基づき登庁する場合は、水、食料等は各自持参する。
- (7) 災害が発生した際に速やかに行動できるよう、発災直後の行動等が記載してある議員携帯カード（別記3）を常時携帯する。
- (8) 平時から地域の防災情報を把握するとともに、避難訓練等にも積極的に参加し、防災意識の向上に努める。

7 計画の見直し等

必要に応じ、安否報告等の訓練を実施するとともに、訓練の結果や状況の変化等を考慮し、本計画の内容は随時見直しを図ることとする。

8 計画の準用

本計画の対象とする災害以外において、県民の生命、財産、安全等に重大な被害、影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがある緊急の事象であると議長が認められた場合には、本計画を準用し対応することとする。

なお、準用する場合において必要な事項は、別途議長が定めることとする。

附 則

この計画は、平成 30（2018）年 11 月 15 日から適用する。

附 則

この計画は、令和 2（2020）年 3 月 5 日から適用する。

附 則

この計画は、令和 5（2023）年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この計画は、令和 8（2026）年 4 月 1 日から適用する。

安否報告に関する様式

議員名	<p style="text-align: right;">_____ 議員</p> <p>(本人以外が記入の場合： 氏名_____ 続柄_____)</p>
安否等	<p style="text-align: center;">無事 ・ 被害あり</p> <p>被害の状況(人的・物的被害等について具体的に記入)</p>
現在の居場所	<p>自宅 ・ 事務所 ・ その他(_____)</p>
連絡先 (可能なもの全てにチェック)	<p><input type="checkbox"/> メール (アドレス: _____)</p> <p><input type="checkbox"/> FAX (番号: _____)</p> <p><input type="checkbox"/> 電話 (番号 _____)</p> <p><input type="checkbox"/> その他 (_____)</p>
議事堂への登庁の可否	<p style="text-align: center;">可能 ・ 不可能</p>

安否報告先(議会事務局)

FAX:028-623-3755

メール:gikai@pref.tochigi.lg.jp

電話:028-623-3753

情報提供に関する様式

議員名	_____ 議員
発信日時	月 日 時 分
区分	情報提供 ・ 要望等 ・ その他
内容	(具体的に記入)

送付先(栃木県議会災害対策本部)

FAX:028-623-3755

メール:gikai@pref.tochigi.lg.jp

電話:028-623-3752

(事務局 記入欄)

受信日時	月 日 時 分
処理結果	<input type="checkbox"/> 県災对本部等に伝達 <input type="checkbox"/> 全議員に伝達 <input type="checkbox"/> 正副議長に伝達 <input type="checkbox"/> その他()
処理日時	月 日 時 分

栃木県議会災害対応計画 議員携帯カード

<p>(表紙)</p> <p style="text-align: center;">栃木県議会災害対応計画</p> <p style="text-align: center;">議員携帯カード</p> <p>【対象とする災害】</p> <p>① 執行部が県災対本部を設置する災害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内で震度 6 弱以上の地震が発生したとき ・ 県内に特別警報（大雨、大雪、火山噴火等）が発表されたとき ・ 県内で最大風速 40m/s を観測したとき ・ 大規模な災害が発生、又は発生するおそれがある場合において知事が必要と認めるとき ・ 災害が拡大し、甚大な被害を出すおそれがある場合において知事が必要と認めるとき <p>② 下記の場合で議長が必要と認める災害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町が災害対策本部を設置した場合 ・ 大規模な災害が発生、又は発生するおそれがある場合 ・ 災害が拡大し、甚大な被害を出すおそれがある場合 	<p>(1 p)</p> <p>【災害発生時の議員の行動】</p> <p>① 自身の安否を事務局に報告する</p> <p>【安否報告事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議員名 ・ 安否の状況 ・ 現在の居場所 ・ 連絡先 ・ 議事堂への登庁の可否 <p>② 登庁要請があるまでは、地元で待機する</p>
<p>(2 p)</p> <p>③ 災害状況や県災対本部等への要望等については、議会災対本部に連絡する（県災対本部等に直接連絡しない）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; min-height: 150px;"> <p>メモ</p> </div>	<p>(3 p)</p> <p>【連絡方法等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コミュニケーションツール ・ メール：gikai@pref.tochigi.lg.jp ・ F A X : 028-623-3755 ・ 電 話 : <ul style="list-style-type: none"> 028-623-3752（議会災対本部） 028-623-3753（総務課） 028-623-3761（議事課） 028-623-3772（政策調査課） ・ 災害電話：028-623-2770

※本カードは紙及び電子データで各議員に配布し、各議員は紙又は電子データを常に携帯することとする。

(参考資料)

災害発生時からの主な行動について(フロー図)

<p>議会災対本部</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・議会災対本部を設置する。 ・本部長(議長)及び副本部長(副議長)は議事堂に登庁する。 ・災害情報の収集を開始する。 	<p>【情報収集】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県災対本部等や各議員からの災害情報の収集を行う。 ・各議員から提出される県災対本部等への要望等を集約する。 <p>【情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各議員に災害情報を提供する。 ・集約した要望等を県災対本部等に伝える。 <p>【緊急連絡会議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部長は必要に応じて、緊急連絡会議を開催する。
<p>議会運営等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・議長又は委員長は会議を暫時休憩等とする。 ・議長又は委員長の指示により、議会議務局が傍聴者等の避難誘導等を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・議会運営については、緊急連絡会議において調整を行った上で、議会運営委員会において協議する。 ・緊急連絡会議では以下の事項の調整を行う。 <ol style="list-style-type: none"> ①会議日程の変更に関する事項 ②当該災害への対応に係る臨時会議に関する事項 ③現地調査に関する事項 ④要望等に関する事項 ⑤その他必要と認められる事項
<p>各議員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・安否等の情報を速やかに議会議務局に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・議長や会派からの登庁要請があるまで地元で待機し、救助・救援活動を行う。 ・議会災対本部に災害状況や県災対本部等への要望等を提出する。 ・議会災対本部との連絡手段及び議事堂までの登庁手段の確保に努める。



議会運営等の正常化



24h以内

2日目～1週間

1週間～

※時間軸は目安であり、災害の種類や規模等により変化する。

災害時の安否等の連絡先

メール	gikai@pref.tochigi.lg.jp
FAX	028-623-3755
電話番号	028-623-3753(総務課)
	028-623-3761(議事課)
	028-623-3772(政策調査課)
	028-623-3752(議会災対本部)
災害電話	028-623-2770 ※通常の電話番号が不通の場合は、当番号を利用する。